別表六（三十一）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載すること。

2　「前事業年度又は前連結事業年度　(6)」の月数が６月に満たない場合（当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する適用年度をいう。第４号において同じ。）の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（同法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等をいう。以下この号及び第５号において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため他の者（同法第42条の12の５第１項第２号に規定する他の者をいう。）から支払を受ける金額又は同法第42条の12の５第３項第６号イに規定する雇用安定助成金額を「(7)」から「(9)」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(6)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$　(10)」の欄中「(6)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8)＋(9))×(10)（マイナスの場合は０）」　(11)　の欄中「(7)－(8)＋(9)」とあるのは「((7)＋（７の外書））－((8)＋（８の外書））＋((9)＋（９の外書））」と、

「調整比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8))×(10)（マイナスの場合は０）」　(12)　の欄中「(7)－(8)」とあるのは「((7)＋（７の外書））－((8)＋（８の外書））」として計算すること。

3　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8)＋(9))×(10)（マイナスの場合は０）」　(11)　の欄には、租税特別措置法第42条の12の５第３項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8))×(10)（マイナスの場合は０）」　(12)　の欄には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

4　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、これらの欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等　(13)」の「前事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「(13)」から「(19)」までの「前一年事業年度特定期間等　③」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等又は連結事業年度等　(13)」の「前事業年度等　②」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「(14)」から「(19)」までの「前事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等又は連結事業年度等　(13)」の「前事業年度等　②」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「(13)」から「(19)」までの「前一年事業年度特定期間等　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (17)又は((17)×(18))　(19)」の「前事業年度等　②」の欄には「差引 (14)－(15)＋(16)　(17)」の「前事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

5　「継続雇用者に対する給与等の支給額　(14)」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

6　「教育訓練費の額　(21)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第12項に規定する教育訓練費の額を記載すること。